「リフォームプラン」(しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫 令和6年4月1日現在

1.	商品名	「リフォームプラン」(しんきん保証基金保証付)
2.	ご利用いただける	・年齢が満20歳以上の方
	方	・当金庫の会員または当金庫の会員となれる方
		(当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤
		務する方)
		・申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種
		(仮) 登記の設定がない方
		・しんきん保証基金の保証を受けられる安定継続した収入のある方
		・当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方
3.	お使いみち	・申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の 直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を
		含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金
		① リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用
		② 申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担 保)の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料
		③ 申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅
		ローンまたはそれを借り換えたもの(借換直前3か月の約定返済で、3営業日以上の履行遅
		滞が1度もないものに限る)の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料(①また
		は②と合わせた申込に限る)
		④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金
	<u> </u>	(①と合わせた申込みで100万円以内)
4.	ご融資限度額	・1,000万円以内 (1万円単位)
5.	ご利用期間	
6.	ご融資利率	・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください)
		・【変動金利型(周期変動)】ご利用の場合
		◆お借入後の利率は当金庫所定の基準金利(いちしん新短期プライムレート)の変更に伴い、そ
		の変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直しは毎年4月1日と10月1日(休
		日の場合は翌営業日)現在の「いちしん新短期プライムレート」を基準として年2回行います。見直
		し後の新利率は毎年6月および12月の約定返済日の翌日から適用いたします
		・変動金利型を選択された場合、固定金利選択型(固定金利特約型への変更)はできません
		【固定金利選択型(5年または10年選択)】ご利用の場合
		・固定金利選択型(例として5年を選択された場合)についてお借入当初の金利が適用される
		のは固定金利期間(当初5年)に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はで
		きません。5年経過時点で再度その時点での固定金利(期間3年、5年、10年のいずれか)
		を選択することもできますが、その時点での新利率にて再度固定金利を選択いただけます す。なお、固定金利選択の申し出がない場合は、変動金利(周期変動)へ変更いたします
7.	 ご返済方法等	・毎月元金均等、元利均等割賦返済(ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボー
′ ·	C 应 // // // // // // // // // // // // /	ナス)返済併用も可能です、元金返済据置は6か月以内可能です)
		・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
8.	担保・保証人	・しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません
9.	保 証 料	・保証会社へ支払う保証料は、ご融資利息に含まれています
10.	手数料等	・一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円(税込)がかかります、約定返済額を
		変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円(税込)がかかります、詳しくは窓口でお
		問い合わせください

「リフォームプラン」(しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫 令和6年4月1日現在

11. 苦情処理措置・	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署
紛争解決措置	(9時~17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください
	紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の
	仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、
	当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時~17時、
	電話:03-3517-5825)にお申し出ください
	また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくこ
	とも可能です
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます
	その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会と
	テレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、
	②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります
	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所
	にお問い合わせください
12. そ の 他	・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については
	当金庫の本支店にお問い合わせください